

かすみがうら市教育委員会 3 月定例会会議録（HP 掲載分）

1 招 集 期 日

平成 2 7 年 3 月 3 0 日（月）

2 招 集 場 所

霞ヶ浦庁舎 大会議室

3 出席委員

委 員 長	田 澤 高 保
委 員	中 島 和 彦
委 員	飯 村 恵 子
委 員	宮 本 雪 代
教 育 長	大 山 隆 雄

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教 育 部 長	飯 田 泰 寛
学 校 教 育 課 長	坂 本 重 男
生涯学習課長補佐	廣 原 正 則
郷 土 資 料 館 長	屋 代 久 雄
霞ヶ浦公民館長	
（兼）千代田公民館長	齋 藤 裕 之
学校教育課教育指導室長	塚 谷 吉 行
学校教育課課長補佐	齋 藤 隆 男
学校教育課総務係長	鈴 木 教 男

6 協 議 事 項

議案第 1 5 号 かすみがうら市いじめ防止基本方針の策定について
議案第 1 6 号 平成 2 7 年度かすみがうら市学校教育指導方針の策定について
議案第 1 7 号 かすみがうら市社会教育指導員の委嘱について
議案第 1 8 号 かすみがうら市地区公民館用務手の委嘱について
議案第 1 9 号 かすみがうら市文化財保護審議会委員の委嘱について
議案第 2 0 号 かすみがうら市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について
議案第 2 1 号 かすみがうら市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について
議案第 2 2 号 かすみがうら市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

- 議案第 23 号 かすみがうら市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令について
- 議案第 24 号 かすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について
- 議案第 25 号 学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令について
- 議案第 26 号 かすみがうら市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関する要綱の一部を改正する告示について
- 議案第 27 号 かすみがうら市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- 議案第 28 号 かすみがうら市ティームティーチング非常勤講師取扱規則の一部を改正する規則について
- 議案第 29 号 かすみがうら市地区公民館運営規則の一部を改正する規則について
- 議案第 30 号 かすみがうら市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第 31 号 かすみがうら市千代田 B & G 海洋センター管理規則の一部を改正する規則について
- 報告第 1 号 教育委員会所管の平成 26 年度第 7 号補正予算について
- 報告第 2 号 教育委員会所管の平成 27 年度当初予算について
- 議案第 32 号 かすみがうら市教育委員会職員人事異動について
- 議案第 33 号 かすみがうら市学校運営協力員の委嘱について
- 議案第 34 号 かすみがうら市スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第 35 号 かすみがうら市図書館協議会委員の委嘱について
- 議案第 36 号 かすみがうら市青少年相談員の委嘱について
- 議案第 37 号 かすみがうら市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則について
- 議案第 38 号 かすみがうら市教育委員会教育長の期末手当に関する規則を廃止する規則について

7 会議の概要

開会 午前 9 時 00 分

教 育 部 長 : 起立、礼、着席。
 本日は、定例教育委員会に出席していただきまして、大変ご苦勞様でございます。それでは、委員長よりご挨拶をいただきたいと思います。

委 員 長 : おはようございます。本日は、5名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。これより、3月の定例教育委員会を開催いたします。
 最初に、教育長より事務報告を求めます。

教 育 長 : 資料教育長動静により報告する。(3月の教育長事務報告、内容省略)

委 員 長 : ただいまの報告について、何か質疑等ございましたらお願いします。
 特にございませんか。特にないようでしたら、早速、今月の議案に入ります。

では最初に、議案第15号「かすみがうら市いじめ防止基本方針の策定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

学 校 教 育 課 長 : それでは資料の2ページをご覧頂きたいと思います。
 議案第15号かすみがうら市いじめ防止基本方針の策定について、平成27年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市いじめ防止基本方針について、別紙のとおり策定いたしました。別紙をご覧ください。
 こちらにつきましては、以前、かすみがうら市のいじめ防止等に関する条例が平成27年市議会第1回定例会にて、可決され4月1日施行となります。市全体でいじめに対して取組むこととなっております。
 内容につきましては、10月と2月の教育委員会において説明させて頂いておりますので、詳細は省略させて頂きます。今後、4月以降こちらの基本方針と条例に基づきまして、市民等への周知等を行い、いじめ防止対策にあたって行きたいと思っております。説明については、以上です。

委 員 長 : ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。

委 員 長 : いじめについては、一番大切なのは未然防止です。本当に楽しい教室、楽しい学校、その中で活躍できる生徒を育てることが、大きな役割だと思います。みんなで一つの目標に向かって行こうという学校にして欲しいです。
 その他、何か、ご質疑ありませんか。
 (「質疑なし。」の声あり)
 質疑がないようですので、議案第15号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
 (「異議なし。」の声あり)
 ご異議なしと認めます。よって議案第15号原案のとおり決します。

次に、議案第16号「平成27年度かすみがうら市学校教育指導方針の策定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

指 導 室 長 : それでは資料の3ページをご覧頂きたいと思います。
 議案第16号平成27年度かすみがうら市学校教育指導方針の策定について、平成27年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。平成27年度かすみがうら市学校教育指導方針について、別紙のとおり策定いたしました。別紙をご覧ください。
 かすみがうら市の指導方針では、学習指導要領や国の方針に基づいて、県の学校指導方針と昨年度の市の指導方針を踏襲し策定いたしました。出来るだけ学校現場で活用しやすいように、見やすい構図にしました。説明については、以上です。

委 員 長 : ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。

委 員 長 : 3ページにたくましい体というところがありますが、スクールバスになりますと体力が落ちるということは予想されます。学校では、日常的にど

のように体力を維持していきますか。

指導室長： 中学校は部活動がありますが、小学校においては、業間・お昼休みなどを活用しながら、体力アップを図っていくことが必要と考えております。

委員長： その他、何か、ご質疑ございませんか。

委員： 今、新聞などで取りざたされている先生方への脅迫ですが、茨城県内でも発生しているようですが、かすみがうら市では、どのような状況ですか。

指導室長： かすみがうら市はありません。

委員： 分かりました。

委員長： その他、何か、ご質疑ございませんか。

（「質疑なし。」の声あり）

質疑がないようですので、議案第16号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第16号原案のとおり決します。

次に議案第17号「かすみがうら市社会教育指導員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長補佐： 生涯学習課長欠席のため、代理を務めさせていただきます。それでは資料の4ページをご覧頂きたいと思います。

議案第17号かすみがうら市社会教育指導員の委嘱について、平成27年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市社会教育指導員の委嘱について、かすみがうら市社会教育指導員規則第3条第1項の規定により、下記のとおり委嘱するものです。説明については、以上です。

委員長： ただいまの説明で、何か、ご質疑ございませんか。

（「質疑なし。」の声あり）

質疑がないようですので、議案第17号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第17号原案のとおり決します。

次に、議案第18号「かすみがうら市地区公民館用務手の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

霞ヶ浦公民館長： それでは資料の5ページをご覧頂きたいと思います。

議案第18号かすみがうら市地区公民館用務手の委嘱について、平成27年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市地区公民館用務手について、かすみがうら市地区公民館運営規則第7条第1項の規定により、下記のとおり委嘱するものです。説明については、以上です。

委員長： ただいまの説明で、何か、ご質疑ございませんか。

（「質疑なし。」の声あり）

質疑がないようですので、議案第18号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第18号原案のとおり決します。

次に、議案第19号「かすみがうら市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

郷土資料館長： それでは資料の6ページをご覧頂きたいと思います。

議案第19号かすみがうら市文化財保護審議会委員の委嘱について、平成27年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市文化財保護審議会委員の委嘱について、かすみがうら市文化財保護審議会条例第4条の規定により、別紙のとおり委嘱するもの

- 委員 長 : 　　です。説明については、以上です。
- 委員 長 : 　　ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。
（「質疑なし。」の声あり）
質疑がないようですので、議案第１９号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声あり）
ご異議なしと認めます。よって議案第１９号原案のとおり決します。
- 学校教育課長 : 　　次に、議案第２０号「かすみがうら市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 学校教育課長 : 　　それでは資料の８ページをご覧くださいと思います。
議案第２０号かすみがうら市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について、平成２７年３月３０日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市教育委員会公告式規則の一部を別紙のように改正するものです。改正理由については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うものです。説明については、以上です。
- 委員 長 : 　　ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。
（「質疑なし。」の声あり）
質疑がないようですので、議案第２０号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声あり）
ご異議なしと認めます。よって議案第２０号原案のとおり決します。
- 学校教育課長 : 　　次に、議案第２１号「かすみがうら市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 学校教育課長 : 　　それでは資料の１１ページをご覧くださいと思います。
議案第２１号かすみがうら市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、平成２７年３月３０日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市教育委員会会議規則の一部を別紙のように改正するものです。改正理由については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うものです。説明については、以上です。
- 委員 長 : 　　ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。
（「質疑なし。」の声あり）
質疑がないようですので、議案第２１号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声あり）
ご異議なしと認めます。よって議案第２１号原案のとおり決します。
- 学校教育課長 : 　　次に、議案第２２号「かすみがうら市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
- 学校教育課長 : 　　それでは資料の１７ページをご覧くださいと思います。
議案第２２号かすみがうら市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、平成２７年３月３０日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市教育委員会事務局組織規則の一部を別紙のように改正するものです。改正理由については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うものです。説明については、以上です。
- 委員 長 : 　　ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。
（「質疑なし。」の声あり）
質疑がないようですので、議案第２２号につきましては、原案のとおり

決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第22号原案のとおり決します。

次に、議案第23号「かすみがうら市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

学校教育課長： それでは資料の20ページをご覧頂きたいと思います。

議案第23号かすみがうら市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令について、平成27年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市教育委員会事務局処務規程の一部を別紙のように改正するものです。改正理由については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うものです。説明については、以上です。

委員長： ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。

委員長： 「教育長に事故がある時は・・・」とありますが、改正法律では教育長職務代理者は、教育長が教育委員の中から選ぶということですか。

学校教育課長： はい。これまでは、教育長が一般職でしたので教育部長が職務代理者の規定でした。新教育長につきましては特別職ということで、教育長が教育委員の中から指名して職務代理をする規定になっていることから削除となりました。

委員長： その他、何か、ご異議ございませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので、議案第23号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第23号原案のとおり決します。

次に、議案第24号「かすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

学校教育課長： それでは資料の24ページをご覧頂きたいと思います。

議案第24号かすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、平成27年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を別紙のように改正するものです。改正理由については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うものです。説明については、以上です。

委員長： ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので、議案第24号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第24号原案のとおり決します。

次に、議案第25号「学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

学校教育課長： それでは資料の28ページをご覧頂きたいと思います。

議案第25号学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令について、平成27年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の一部を別紙のように改正するものです。改正理由については、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うものです。説明については、以上です。

委員長： ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。

（「質疑なし。」の声あり）

質疑がないようですので、議案第25号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第25号原案のとおり決します。

次に、議案第26号「かすみがうら市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関する要綱の一部を改正する告示について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

学校教育課長： それでは資料の30ページをご覧頂きたいと思います。

議案第26号かすみがうら市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関する要綱の一部を改正する告示について、平成27年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関する要綱の一部を別紙のように改正するものです。改正理由については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うものです。説明については、以上です。

委員長： ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。

（「質疑なし。」の声あり）

質疑がないようですので、議案第26号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第26号原案のとおり決します。

次に、議案第27号「かすみがうら市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

学校教育課長： それでは資料の32ページをご覧頂きたいと思います。

議案第27号かすみがうら市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、平成27年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市教育委員会公印規則の一部を別紙のように改正するものです。改正理由については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正に合わせ、これまで規定の無かった印影の印刷に係る規定を設けるものです。説明については、以上です。

委員長： ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。

（「質疑なし。」の声あり）

質疑がないようですので、議案第27号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第27号原案のとおり決します。

ここで暫時休憩を取りたいと思います。

（10分間 休憩）

それでは、再開いたします。

次に、議案第28号「かすみがうら市ティームティーチング非常勤講師取扱規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

学校教育課長： それでは資料の39ページをご覧頂きたいと思います。

議案第28号かすみがうら市ティームティーチング非常勤講師取扱規則の一部を改正する規則について、平成27年3月30日提出、かすみ

うら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市ティームティーチング非常勤講師取扱規則の一部を別紙のように改正するものです。改正理由については、平成27年度から複式学級1学級に1人を配置することに伴い所要の改正を行うものです。説明については、以上です。

委員長： ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。

（「質疑なし。」の声あり）

質疑がないようですので、議案第28号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第28号原案のとおり決します。

次に、議案第29号「かすみがうら市地区公民館運営規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

霞ヶ浦公民館長： それでは資料の41ページをご覧頂きたいと思います。

議案第29号かすみがうら市地区公民館運営規則の一部を改正する規則について、平成27年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市地区公民館運営規則の一部を別紙のように改正するものです。改正理由については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うものです。説明については、以上です。

委員長： ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。

（「質疑なし。」の声あり）

質疑がないようですので、議案第29号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第29号原案のとおり決します。

次に、議案第30号「かすみがうら市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長補佐： それでは資料の44ページをご覧頂きたいと思います。

議案第30号かすみがうら市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、平成27年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市体育施設条例施行規則の一部を別紙のように改正するものです。改正理由については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴い所要の改正を行うものです。説明については、以上です。

委員長： ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。

（「質疑なし。」の声あり）

質疑がないようですので、議案第30号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第30号原案のとおり決します。

次に、議案第31号「かすみがうら市千代田B&G海洋センター管理規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長補佐： それでは資料の46ページをご覧頂きたいと思います。

議案第31号かすみがうら市千代田B&G海洋センター管理規則の一部を改正する規則について、平成27年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市千代田B&G海洋センター管理規則の一部を別紙のように改正するものです。改正理由については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴い所要の改正を行うものです。説明については、以上です。

- 委員長： ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。
（「質疑なし。」の声あり）
質疑がないようですので、議案第31号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認めます。よって議案第31号原案のとおり決します。
以上で、本日の付議案件の審議は、全て終了いたしました。事務局から9件の議案等を追加したいと申し出がありますが、本日の協議事項に追加してよろしいか伺います。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしとのことですので、日程に追加することにいたします。追加議案について、配布願います。
（事務局から追加議案 配布）
報告第1号「教育委員会所管の平成26年度第7号補正予算について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 学校教育課長： では、3月定例教育委員会追加議案の1ページをご覧頂きたいと思えます。報告第1号教育委員会所管の平成26年度第7号補正予算について、平成27年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。平成27年かすみがうら市議会第1回定例会において、「平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）」が可決成立したので、教育委員会所管分について別紙のとおり報告するものです。内容につきましては、2月の定例教育委員会でご説明させていただいておりますので、省略させていただきます。説明については、以上です。
- 委員長： ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。
（「質疑なし。」の声あり）
ご質疑なしと認めます。よって、報告第1号につきましては、報告のとおり承認することに決します。
次に、報告第2号「教育委員会所管の平成27年度当初予算について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 学校教育長： それでは追加資料の2ページをご覧頂きたいと思えます。
報告第2号教育委員会所管の平成27年度当初予算について、平成27年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。平成27年かすみがうら市議会第1回定例会において、「平成27年度かすみがうら市一般会計予算」が可決成立したので、教育委員会所管分について別紙のとおり報告するものです。内容につきましては、2月の定例教育委員会でご説明させていただいておりますので、省略させていただきます。説明については、以上です。
- 委員長： ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。
（「質疑なし。」の声あり）
ご質疑なしと認めます。よって、報告第2号につきましては、報告のとおり承認することに決します。
次に、議案第32号「かすみがうら市教育委員会職員人事異動について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 学校教育課長： それでは追加資料の3ページをご覧頂きたいと思えます。
議案第32号かすみがうら市教育委員会職員人事異動について、平成27年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。平成27年4月1日付けのかすみがうら市教育委員会職員人事異動について、別紙のとおり任免するものです。
内容については、4ページに記載しておりますので、説明は省略させていただきます。説明については、以上です。

- 委員長： ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。
（「質疑なし。」の声あり）
質疑がないようですので、議案第32号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認めます。よって議案第32号原案のとおり決します。
次に、議案第33号「かすみがうら市学校運営協力員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 学校教育課長： それでは追加資料の5ページをご覧くださいと思います。
議案第33号かすみがうら市学校運営協力員の委嘱について、平成27年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市学校運営協力員について、かすみがうら市学校運営協力員の定数その他に関する規程第3条1項の規定により、別紙のとおり委嘱するものであります。説明については、以上です。
- 委員長： ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。
（「質疑なし。」の声あり）
質疑がないようですので、議案第33号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認めます。よって議案第33号原案のとおり決します。
次に、議案第34号「かすみがうら市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 生涯学習課長補佐： それでは追加資料の8ページをご覧くださいと思います。
議案第34号かすみがうら市スポーツ推進委員の委嘱について、平成27年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市スポーツ推進委員の委嘱について、スポーツ基本法第32条第1項並びにかすみがうら市スポーツ推進委員規則第3条及び第4条の規定により、別紙のとおり委嘱するものであります。説明については、以上です。
- 委員長： ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。
（「質疑なし。」の声あり）
質疑がないようですので、議案第34号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声あり）
ご異議なしと認めます。よって議案第34号原案のとおり決します。
次に、議案第35号「かすみがうら市図書館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 生涯学習課長補佐： 図書館長欠席のため、代理を務めさせていただきます。それでは追加資料の10ページをご覧くださいと思います。
議案第35号かすみがうら市図書館協議会委員の委嘱について、平成27年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市図書館協議会委員の委嘱について、かすみがうら市図書館条例第16条の規定により、下記のとおり委嘱するものであります。説明については、以上です。
- 委員長： ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。
（「質疑なし。」の声あり）
質疑がないようですので、議案第35号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声あり）
ご異議なしと認めます。よって議案第35号原案のとおり決します。

- 次に、議案第３６号「かすみがうら市青少年相談員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 生涯学習課長補佐： それでは追加資料の１１ページをご覧頂きたいと思います。
- 議案第３６号かすみがうら市青少年相談員の委嘱について、平成２７年３月３０日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市青少年相談員の委嘱について、かすみがうら市青少年相談員設置規則第２条の規定により、別紙のとおり委嘱するものであります。説明については、以上です。
- 委員長： ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。
- （「質疑なし。」の声あり）
- 質疑がないようですので、議案第３６号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- （「異議なし。」の声あり）
- ご異議なしと認めます。よって議案第３６号件案のとおり決します。
- 次に、議案第３７号「かすみがうら市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 学校教育課長： それでは追加資料の１４ページをご覧頂きたいと思います。
- 議案第３７号かすみがうら市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則について、平成２７年３月３０日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則を、別紙のように制定するものであります。改正理由については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い教育長が一般職から特別職に変更となることから当該規則を新たに制定するものです。説明については、以上です。
- 委員長： ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。
- （「質疑なし。」の声あり）
- 質疑がないようですので、議案第３７号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- （「異議なし。」の声あり）
- ご異議なしと認めます。よって議案第３７号原案のとおり決します。
- 次に、議案第３８号「かすみがうら市教育委員会教育長の期末手当に関する規則を廃止する規則について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 学校教育課長： それでは追加資料の１７ページをご覧頂きたいと思います。
- 議案第３８号かすみがうら市教育委員会教育長の期末手当に関する規則を廃止する規則について、平成２７年３月３０日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市教育委員会教育長の期末手当に関する規則を、別紙のように廃止するものであります。改正理由については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い教育長が特別職に変更となり、市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の適用を受けることから、当該規則を廃止するものです。説明については、以上です。
- 委員長： ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。
- （「質疑なし。」の声あり）
- 質疑がないようですので、議案第３８号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- （「異議なし。」の声あり）
- ご異議なしと認めます。よって議案第３８号原案のとおり決します。
- 次に、事業報告及び事業計画の事項に入ります。
- 学校教育課より、順次、説明をお願いします

学 校 教 育 課 長 : 学校教育課の事業報告及び計画を説明(3月の事業報告及び4月の事業計画、省略)

学 校 教 育 課 長 : 学校教育課 教育指導室の事業報告及び計画を説明(3月の事業報告及び4月の事業計画、省略)

生涯学習課長補佐 : 生涯学習課社会教育係・スポーツ振興係の事業報告及び計画を説明(3月の事業報告及び4月の事業計画、省略)

郷 土 資 料 館 長 : 生涯学習課郷土資料館の事業報告及び計画を説明(3月の事業報告及び4月の事業計画、内容省略)

生涯学習課長補佐 : 図書館の事業報告及び計画を説明(3月の事業報告及び4月の事業計画、内容省略)

霞ヶ浦公民館長 : 霞ヶ浦公民館の事業報告及び計画を説明(3月の事業報告及び4月の事業計画、内容省略)

委 員 長 : ただいまの説明で何か、ご質疑はございませんか。

委 員 : 霞ヶ浦公民館にお聞きします。各公民館で運営審議会を開催しておりますが、協議内容はなんでしょうか。

霞ヶ浦公民館長 : 公民館ごとに、平成26年度の事業報告、平成27年度の事業計画、新役員の選任などを行っております。その際、霞ヶ浦地区の地区公民館の存続について協議しております。詳細につきましては、その他の案件でご説明させていただきます。説明については、以上です。

委 員 長 : 特にございませんか。特にないようでしたら、次にその他の事項に入ります。事務局の説明を求めます。

【その他の案件】

(1) かすみがうら市長の教育委員会に対する事務委任等規則について

学 校 教 育 課 長 : かすみがうら市長の教育委員会に対する事務委任等規則の全部を改正する規則について説明させていただきます。この内容は、市長部局の規則になっておりまして、大綱の策定に関することと総合教育会議の運営に関するものを教育委員会職員に補助執行させるために、全部改正するものです。併せて、事務委任と補助執行事務を整理し改正させて頂いております。説明については、以上です。

委 員 長 : これについて何かありますか。

(「特になし」の声あり)

続きまして、次のその他の案件の説明を求めます。

(2) 霞ヶ浦地区各地区公民館統廃合及び千代田地区への対応に関する検討経過について

霞ヶ浦公民館長 : 6月の定例教育委員会のその他の案件で、霞ヶ浦地区各地区公民館統廃合及び千代田地区への対応に関する検討経過をご説明させていただきました。それ以降の協議した内容をご報告させていただきます。

霞ヶ浦地区の会議については、地区公民館統廃合を協議する検討委員会を3回と主事会を2回ほど開催しております。

その協議の中で、霞ヶ浦地区の6つの地区公民館は廃止するが、支館として存続させ、市内中学校区での3つの地区公民館、及び6つの支館など、他にも協議された内容について、要望書として市長に提出しました。

千代田地区につきましては、現在、広報誌とホームページで運営委員会委員の募集をしており、来年度は約5回程度、運営委員会会議の開催を予定しております。説明については、以上です。

委 員 : 千代田地区の地区公民館設置は、霞ヶ浦地区での地区公民館を支館に変更し、中学校区ごとに地区公民館を設置する内容に伴い、協議されるものですか。

霞ヶ浦公民館長 : 事業仕分けの中で、霞ヶ浦地区の公民館活動を千代田地区の方にも参加できるようとの意見があり、その後協議され、地区公民館を中学校区ごと

に設置することが、市の方針になりましたので協議されるものです。

教 育 部 長 : 今回、千代田地区公民館設置に伴う最大の目的は、地域の人材育成と組織づくりを行い、地域の共助を高めることになります。

委 員 員 : 分かりました。

委 員 長 : その他、特になければ、次回の定例教育委員会の日程を決めたいと思います。4月24日金曜日、午前9時から霞ヶ浦庁舎大会議室で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにいたします。

以上で、本日の定例教育委員会を閉会いたします。

お忙しい中、ご質疑、誠にありがとうございました。

教 育 部 長 : 起立、礼。

閉会 午前11時10分

委 員 長

書 記 斎藤隆男

書 記 鈴木教男